

守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成15年3月14日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区を1件決定しました。その内訳は建造物5件（指定4件、登録1件）、美術工芸品7件（指定）、無形民俗文化財1件（登録）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った15件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまで刊行した20冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

表紙写真の説明

こづみじんじゃぶんかざいかんきょうほぜんちく 木積神社文化財環境保全地区

（文化財環境保全地区・決定）岩滝町

木積神社は岩滝町字弓木^{ゆみのき}に鎮座し、祭神に五十猛神^{いたけるのかみ}と大物主神^{おおものぬしのかみ}を祀ります。現在は弓木と石田両集落の氏神であり、祭礼では、氏子により神楽・太刀降・笹ばやし（府無形民俗文化財）が奉納されています。

境内は東西に細長く、参道入口の東端から本殿の鎮座する西端まで、離壇状に高くなっています。参道には室町期の宝篋印塔^{ほうきょういんとう}や石灯籠が配され、最後部に拝殿と本殿（府登録文化財）覆屋が建ち並んでいます。境内北側には宮司宅が建ち、裏手の高台に歴代宮司の墓所が設けられています。境内を取り囲むようにウラボシ^{うらふし}などの常緑広葉樹林とスギなどの針葉樹林^{しやそう}が分布し、社叢^{みそぎ}を形成しています。境内奥から流れる小川には、祭礼の際に禊^{みそぎ}の場となる滝口が設けられています。

このように木積神社文化財環境保全地区約0.44haは、本殿を中心とする境内と宮司宅や墓所、そしてそれらを取り囲む社叢が歴史的景観を構成する貴重な保存すべき地域です。

おしらせ

昭和62年4月15日付けで京都府史跡に指定された京都府加悦町の白米山古墳は、平成14年3月19日付けで国の史跡に指定されました。そのため、同日付けを持って京都府史跡の指定が解除されました。

また、平成13年3月23日付けで京都府有形文化財に指定された京都府行政文書は平成14年6月26日付けで国の有形文化財に指定されました。そのため、同日付けを持って京都府有形文化財の指定が解除されました。

さらに、平成7年3月14日付けで京都府無形文化財に指定され、その保持者として認定されていた桐壱人形の林駒夫氏は、平成14年7月8日付けで国の重要無形文化財に指定及び認定されました。そのため、同日付けを持って京都府無形文化財の指定および保持者の認定が解除されました。

—第21回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

さんげんいん ほんどう くり ちゃしつ こうあん しょうろう おもてもん
三玄院 本堂、庫裏、茶室(簗庵)、鐘楼、表門

三玄院は大徳寺の山内塔頭寺院の一つで、天正17年(1589)に大徳寺第111世春屋宗園によって創建されました。現在は本山仏殿・法堂の西側に位置していますが、近世にはこの場所に龍翔寺という別の寺院があり、三玄院はその西隣に寺地を構えていました。廃仏毀釈の後、明治11年(1878)に龍翔寺の土地と建物をもとに再建されたのが、現在の三玄院です。

本堂は六間取方丈形式で、龍翔寺の建物として文化14年(1817)に建てられたものです。龍翔寺は文化13年(1816)に火災に罹り、ほとんどの建物を焼失しており、わずか1年で復興されたことが分かります。江戸時代後期の遺構として、大徳寺山内の本堂建築を知るうえで、欠くことの出来ない建物です。

庫裏は本堂の南に位置し、山内では例のない入母屋造、妻入の建物です。本堂と同じく旧龍翔寺の建物で、建立も同時期と推定されます。山内に建つ庫裏の中で、特異な外観を持つ建物として評価されます。

茶室は本堂の西北に位置します。「簗庵」と書かれた扁額の裏に由緒が記され、文政8年(1825)に西本願寺境内に建てられたと伝えられています。その後明治44年(1911)に、当院に茶道家元藪内家初代剣仲の墓があることより、同家によって移築されました。織部好みの形式を特色とする平面は、重要文化財藪内燕庵と同一です。三玄院と藪内家とのつながりを示す遺構として重要です。

鐘楼は境内東南隅に建ちます。三玄院が寛政3年(1791)に奉行所に提出した普請願と規模、姿図が一致し、旧境内地から移築されたことが分かります。山内では数少ない鐘楼建築であり、移動以前の三玄院の遺構として貴重です。

表門は本山参道に東面して門扉を開きます。一部に焼損の痕跡が見られることから、旧龍翔寺の門であり、文化13年(1816)の火災以前の遺構と考えられます。細部の様式より18世紀後期の建立と推測されます。

以上のように三玄院は、旧境内地からの鐘楼や龍翔寺の建物の他、藪内家とのつながりを示す茶室など、両寺院の歴史を知る上で欠くことの出来ない、貴重な建築群が残されています。



指定 三玄院本堂 内部 (京都市北区)



指定 三玄院庫裏 (京都市北区)



指定 三玄院茶室(簗庵) 内部 (京都市北区)



指定 三玄院表門 (京都市北区)

だいおういん きやくでん くり しょいん おもてもん
大雄院 客殿、庫裏、書院、表門

大雄院は妙心寺境内東北部に位置する塔頭寺院で、尾張藩家老石川光忠が父光元の菩提所として慶長8年(1603)に創建したと伝えられます。

客殿は六間取方丈形式の建物で、享保11年(1726)の普請願が残されています。屋根は寄棟造で、途中で段差を付けるしころ屋根となっています。これは幕府が出した三間梁の建築規制に倣ったもので、段差上3間を身舎、段差下を庇として扱うことを、屋根形状に現したものです。寺伝では、光忠の子正光が寛文10年(1670)に新築した客殿の規模が大きく、維持等が大変であることより、享保に改築して規模を縮小したと伝えられています。柱が規模の割に太く、内部にも風蝕を持つものがあり、寺伝を裏付けるものとなっています。江戸時代中期の客殿建築の特徴を明らかにする遺構として貴重です。

庫裏は切妻造、妻入の建物です。創建に関する資料は見出せないものの、寛文以前に建てられ、後世の改造と拡張を経て現在に至ると考えられます。平面や規模は概ね建てられた当初の形を維持しており、庫裏形式の発展過程を知るうえで欠かすことの出来ない建物です。

書院は客殿の東面北側に接続する、8畳間と6畳間の2室を並べた建物です。客殿同様、享保11年(1726)の普請願が残されており、寛文期に建てられた書院の規模を縮小して建て直されたと伝えられています。当院における江戸時代中期の変遷を示す重要な建物です。

表門は、細部の様式より院創建頃の建物と推測されます。山内にある同型式の門としては、府指定文化財聖澤院表門とともに古い遺構です。当院の中で創建まで遡る唯一の遺構として貴重です。

以上のように大雄院は、院創建期の門の他、江戸時代中期から後期にかけての建築変遷を知るうえで、欠かすことの出来ない貴重な建築群です。

あらきけじゅうたく
荒木家住宅

荒木家は舞鶴市の西部、由良川の左岸に鎮座する大川神社の参道に家を構えます。代々女性が神社に仕えて祈祷などを執り行い、男性は総代を務めてきました。

主屋は入母屋造、平入の建物で、屋根には茅を葺いています。長押の裏から発見された板より、明和2年(1765)に舞鶴の田辺に住む大工により建



指定 大雄院客殿 (京都市右京区)



指定 大雄院庫裏 (京都市右京区)



指定 大雄院書院 内部 (京都市右京区)



指定 大雄院表門 (京都市右京区)

てられたことが判明します。建築当初の姿に復原すると、土間が桁行2間と比較的狭いのですが、これは当家が農家でないためと考えられます。土間を上がるとゲンカンとダイドコの2室が縦に並び、その奥は表側にナカノマとオクノマの2室を、裏側にナンドとオクナンドの2室を横並びに配置します。

当住宅は、この地方に見られる広間型民家の特徴と社家の要素を併せ持つ建物として、また、建築年代と大工名が判明する建物として貴重です。

売布神社 本殿

売布神社は網野町字木津に鎮座します。祭神に豊宇賀能咩命を祀り、素戔鳴尊を合祀しています。近世以前は木津庄13ヶ村の氏神でした。

本殿は、寛文9年(1669)に宮津の大工によって建てられたことが、棟札より判明します。一間社流造の建物で、屋根をこけら葺としています。全体に栗や松、檜など、多種多様な材が使用されますが、正面の特に目を引く箇所には櫓が用いられています。また、側面の妻飾などに古風な雰囲気を感じられる一方で、彫刻などの装飾部分には当世的な点も散見され、新旧の両要素が組み合わせられて建てられたと考えられます。

丹後地方における17世紀中期に遡る唯一の神社本殿遺構として貴重です。

木積神社 本殿

木積神社は岩滝町字弓木に鎮座し、祭神に五十猛神と大物主神を祀ります。被災などによって社記を失っており、創立・沿革については詳らかではありません。現在は弓木と石田両集落の氏神です。

本殿は天明6年(1786)に再建されたことが文書により伝えられています。一間社流造、こけら葺の建物で、屋根の正面に千鳥破風と軒唐破風を付けます。「牡丹に唐獅子」の他、獅子・象・龍・兎など、様々な彫刻で建物を飾ります。昭和2年(1927)の丹後震災により大きな被害を受け、桁から上部を取り替える大改修が行われましたが、形式の変更はないと考えられます。

屋根を複雑にし、細部を彫刻で飾るなど、建物を立派に見せようとする時代の特色がよく現れています。丹後震災で壊滅的被害を受けた当地域において、数少ない江戸時代の神社本殿遺構として貴重です。



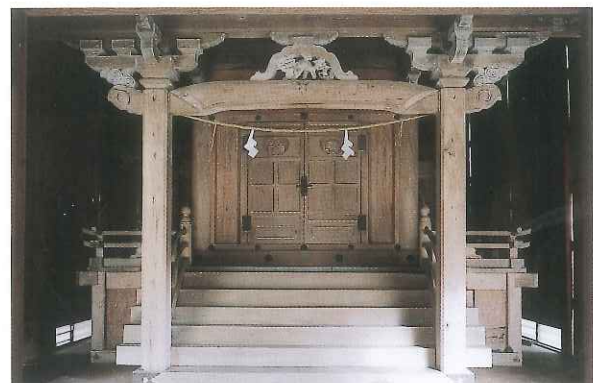
指定 荒木家住宅

(舞鶴市)



指定 荒木家住宅 内部

(舞鶴市)



指定 売布神社本殿

(網野町)



登録 木積神社本殿

(岩滝町)

=美術工芸品=

けんぽんちやくしよくぶじゅんしばんぞう
絹本著色無準師範像

1 幅

直立する無準師範の半身像をほぼ等身に描き、上部には「宝祐甲寅開爐日」(1254年11月1日)に師古という僧侶が書いた賛文があります。

無準師範(1178~1249)は中国・南宋を代表する禅僧で、五山第一位の径山興聖万寿禅寺の住職を20年間もつとめ、皇帝理宗から仏鑑禅師の号を賜りました。その間来日した無学祖元や、入宋した円爾弁円(1202~80)ら多くの弟子を輩出しました。

円爾は、嗣法の証しとして径山で、無準の頂相(禅宗の高僧の肖像画)(国宝・東福寺所蔵)を得ました。帰国後、東福寺を開き公武に禅を広め、初期禅林に大きな足跡を残しました。本像も国宝像とともに円爾の所持品であったと考えられます。

鎌倉時代後期以降禅宗の発展とともに盛行した日本における頂相制作に、直接多大な影響を与えた南宋時代の頂相は、日本へ数多くもたらされたことが知られますが、現存例は10例もありません。本像は保存状態も良好で、無準の最晩年の相貌を写実性高く表現していて、極めて稀な南宋時代頂相として肖像絵画史上に重要な意義をもっています。

南宋時代 縦116.3cm 横50.5cm



指定 絹本著色無準師範像

(東福寺 京都市東山区)

もくぞうちゅうがんえんげつざう
木造中巖円月坐像

1 躯

附 木造毘沙門天立像

1 躯

ヒノキ材、寄木造、玉眼嵌入。黒漆塗り、胡粉下地彩色仕上げ。

中巖円月は、臨済宗の禅僧で正安2年(1300)鎌倉に生まれました。渡海入元の後、延文7年(1362)には建仁寺の第42世の住職となり、永和元年(1375)に建仁寺内の妙喜世界で示寂しました。霊源院は妙喜世界の跡地に立つことから、同院に本像が伝来したものと考えられます。

遠方をみつめる神経質そうな眼差しと頬骨が張った顔の表現は、五山文学のみならず、中世儒教にも広く通じた中巖の伶俐さを迫真性高く表しています。このことから、本像は円月の生前もしくは示寂直後の姿を刻したものと考えられ、鎌倉時代の写実性に富んだ肖像彫刻の伝統を伝える優品といえます。

なお、木造毘沙門天立像は、天保8年(1837)に修理をした際に像内に安置されたもので、小品ながら鎌倉時代の優れた作風を示し、附として併せて保存を図ろうとするものです。

南北朝時代 像高81.0cm、附 鎌倉時代 高37.5cm



指定 木造中巖円月坐像

(霊源院 京都市東山区)

しやうこ
鉦鼓
しやうこ
鉦鼓

「長承三年…」の刻銘がある 1口

1口

鉦鼓は雅楽で打ち鳴らされる楽器で、本品は特に大鉦鼓と呼ばれ、舞楽に用いられた形式です。

写真上のものは、「長承三年」「大僧都定海」等の刻銘があって、1134年に東大寺別当であった定海が調進した4口の鉦鼓のうちの1口であると知られます。残る3口のうち2口は、現在も東大寺と手向山八幡宮に1口ずつ伝存します（重要文化財）。これらは紀年銘のある鉦鼓では我が国最古の遺品であり、形制優れかつ鑄銅巧みです。写真下の無銘のものは有銘のものと同大・同形ですが、比較してやや鈍重さがみられることから、鎌倉時代の制作と考えられます。これらの鉦鼓は1対として、八坂神社における舞楽演奏に用いられてきました。鎌倉時代以前の鉦鼓の遺例は数少ないなかで、金工品史上貴重な遺品といえます。

平安時代 面径29.2cm、鎌倉時代 面径27.9cm



指定 鉦鼓

(八坂神社 京都市東山区)

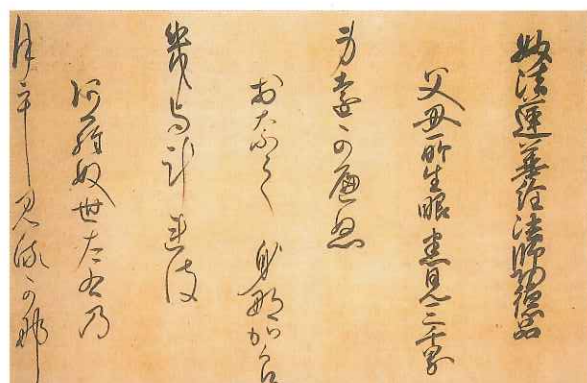
こうごんでんのうしんかんほけきょうようもんわかがいし
光厳天皇宸翰法華經要文和歌懷紙

1幅

法華經各品の要文を歌題として詠じた和歌懷紙で、紙背に版本を摺った痕跡が残ります。本懷紙は、文和3年(1354)11月の花園天皇七回忌法会に際し、同天皇の甥にあたる光厳天皇等が中心となって、有縁のひとびとが法華經要文和歌懷紙を詠進した折の一首です。一連の遺品が妙満寺(左京区)など数カ所に44首伝わっています。

本品は1首のみですが、光厳天皇が最晩年に造立し、禅の修行にいそしんだ常照皇寺に伝来したもので、南北朝動乱期に激動の生涯を歩んだ光厳天皇晩年の和歌と筆跡を伝える貴重な遺品です。

南北朝時代 縦27.4cm 横46.1cm



指定 光厳天皇宸翰法華經要文和歌懷紙

(常照皇寺 京北町)

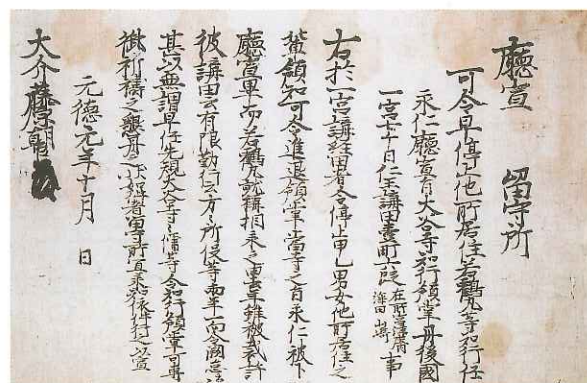
このじんじやもんじょ
籠神社文書

2巻(8通)

附 慶長七年丹後国検地帳 19冊

丹後国一宮籠神社に伝来する中世文書8通です。鎌倉時代後期の丹後国宣・国司庁宣の3通は、同時代においても、なお国衙在庁機構が健在で丹後国一宮の籠神社と密接な関係にあったことを証明するもので、古文書学的にも貴重です。また一宮深秘抄・智海請文はともに、室町時代後期に籠神社の供僧として活躍した真言僧智海の筆になるものです。これらは中世丹後国府中の歴史や文化を理解する上で重要なものです。附の慶長七年(1602)丹後国検地帳は、近世初頭の一国惣検地の実態を示す史料として高い史料価値をもっています。

鎌倉時代～室町時代 附 江戸時代



指定 籠神社文書

(籠神社 宮津市)

うましじゅうさんじゅうのとうのうちひん
浮島十三重塔納置品

一括

浮島十三重塔(重要文化財)は、弘安9年(1286)に西大寺^{さいだいせん}の叡尊^{えいそん}が宇治橋を再興した際に、宇治橋^{うじはし}供養^{くよう}と宇治川における殺生禁断^{せつしょうきんだん}を祈念して建立されました。

本納置品は、塔の軸部に納置されていたという一括遺物で、宝暦6年(1756)の洪水で塔が崩壊した際に流出して以来、放生院に伝来しています。放生院は、叡尊の宇治橋再興、十三重塔建立事業の拠点となった宇治橋東詰の律宗寺院です。

納置品は金銅舍利塔1基、水晶五輪塔13基、金銅筒形容器1合、金銅瓶形容器1合、鍍銅経筒1合、鍍銅五鈺鈴1口、紺紙金泥法華経10卷分(弘安9年奥書)及び、結縁者の名を書す経軸木12本分などからなります。

これらの納置品は叡尊の宗教活動の掉尾を飾る一大事業に関わるもので、数度に及ぶ塔の倒壊にもかかわらず多様な納置品を伝存しています。これらは作行きの優れた塔内納置品の基準作例であるとともに、戒律護持を不断に実践した叡尊の信仰と事績を伝える中世考古資料の一括遺物として貴重です。

平安時代～室町時代

たいちゅうしょうにんかんけいしりよう
袋中上人関係資料

一括

袋中上人(1552～1639)は浄土宗の学僧で、慶長7年(1602)に仏典研究のために渡明を志しますが、果たせず翌8年琉球に至り3年間滞在しました。この間琉球国王尚寧王の厚い信仰を受け、帰国に際しては国王から琉球漆器など30余点の工芸品を拝領しました。帰国後、慶長16年(1611)に、京都三条大橋畔^{だんのうはうりんじ}の檀王法林寺住持を8年間務め、寛永16年に山城国綴喜郡で入寂しました。

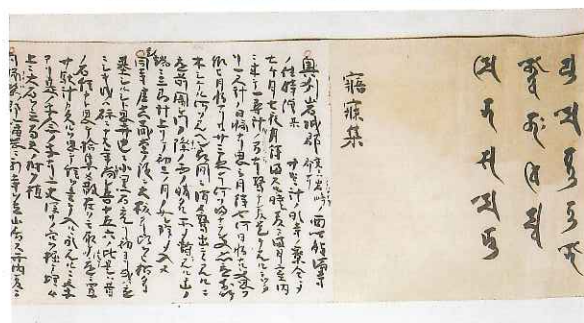
このような由緒から、同寺には袋中上人及びその高弟の書写になる典籍・古文書類、及び尚寧王から贈られた絵画・工芸品等が多数伝存しています。

絵画4点のうち、絹本着色袋中上人像(写真上)は慶長16年に薩摩滞在中の尚寧王が自画自賛し上人に贈ったものです。工芸品は12点あり、琉球漆器、螺鈿など、いずれも琉球からもたらされたものです。典籍・古文書類は68点を数え、袋中上人の事績や思想を物語るものです。このうち寤寐集(写真下)は、晩年に筆録されたもので上人の思想・伝記を語る上で重要なものです。これらは、当該期の行動力ある浄土宗学僧の思想と、対外交流を示す関係遺品として高い歴史的価値をもっています。

桃山時代～江戸時代・古琉球時代



指定 浮島十三重塔納置品 (放生院 宇治市)



指定 袋中上人関係資料
(檀王法林寺 京都市左京区)

=民俗文化財=

山国隊軍楽

明治維新の際、山国村の農民が一隊を結成して官軍に馳せ参じ、錦の御旗を立てて軍楽を演奏しながら江戸より凱旋したことに始まります。

軍楽の隊列は、保存会長を先頭に、山国隊旗、保存会旗、錦旗（赤・白）、楽隊旗といろいろな旗が続き、その後ろに軍楽指揮者が位置し、小太鼓8人、笛14人、大太鼓1人、さらにその後ろには鉄砲隊旗と鉄砲隊8人が続き、最後は殿^{しんがり}2人で、合計40人をこえる隊列となります。伝承曲は、礼式と行進曲の2曲あり、礼式は神社に奉納する厳かな曲で、移動中は行進曲を演奏します。現在は、山国護国神社例祭（4月22日に近い日曜日）と山国神社例祭の還幸祭（10月11日に近い日曜日）に奉納されています。

山国隊は、明治28年、平安建都1100年を記念して行われた時代祭に参加し、以来大正6年まで時代祭の先頭を行進しました。現在は維新勤王隊が時代祭に参加し、戊辰行進曲を演奏しています。



登録 山国隊軍楽

（京北町）

=史跡名勝天然記念物=

高山12号墳

丹後町徳光小字高山に所在する高山古墳群は、丹後国営農地開発事業に伴い発掘調査が行われ、9基で構成されていることが確認されました。

中でも昭和62年度に調査された高山12号墳は、同古墳群中最大規模である径約18mを測る円墳です。内部主体は、片袖式横穴式石室で、規模は全長約12m、玄室長約5.9m、同幅約2.1m、羨道長約6.5m、同幅約2.3mを測り、丹後地域最大です。

副葬品には金銅製双龍環頭大刀柄頭^{こんどうせいそうりゅうかんとうたうちつかがしら}2点をはじめ、金環^{きんかん}、勾玉^{まがたま}、切子玉^{きりこだま}等の装身具^{そうしんぐ}、刀、鉄鏃^{くつわ}等の武器^{あぶみ}、鐙^{でう}、鉄地金銅張辻金具^{てつじこんどうはりつじかなぐ}等の馬具、全国的にも類例の少ない特殊扁壺^{とくしゅへんこ}を含む須恵器及び土師器などがあり、北近畿を代表する後期古墳の一括遺物出土例として貴重です。これら出土品は、平成14年度に丹後町指定文化財となり、古代の里資料館に展示されています。

築造時期は出土遺物等から7世紀初め頃と考えられ、複数回の追葬が行われています。

調査後、事業用地から除外されて町有地となり、保存、整備がなされています。



指定 高山12号墳

（丹後町）



参考 金銅製双龍環頭大刀柄頭

（丹後町）

—京都府指定登録文化財等の保存修理事業—

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成14年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
① 建造物保存修理事業	5	112,396	26,012
② 建造物防災施設事業	3	18,742	12,119
③ 美術工芸品保存修理事業	3	19,755	9,877
④ 史跡名勝天然記念物保存事業	1	611	305
⑤ 文化財環境保全地区保存事業	2	5,133	1,687
合 計	14	156,637	50,000

＝各補助事業の概要＝

建造物保存修理事業

建造物を文化財としての価値を失うことなく保存していくには、日常管理のほか、一定の周期で修理を行う必要があります。

宇治市に所在する^{てんしんいん}天真院は^{まんぶくじ}黄檗宗萬福寺の塔頭寺院です。客殿は正徳5年（1715）に造営された同^{ほうぞういん}塔頭宝蔵院客殿を移築したものです。最近になって屋根を中心に傷みが進行している状態でした。今回4ヶ年をかけて補強工事を伴う半解体修理を行い、往時の姿に復原されました。



天真院建造物保存修理事業

建造物防災施設事業

木で造られたものが多い文化財を火災から守るためには、早期発見や初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災施設の設置が必要となります。

京都市右京区の妙心寺塔頭寺院である^{しょうたくいん}聖澤院には、慶長年間（1596～1615）に造営された本堂や庫裏などが敷地内に密集して建ち並んでいます。万一の出火の際に速やかに火災が発見できるよう、自動火災報知設備と避雷設備を改修しました。



聖澤院建造物防災施設事業

美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業3件(うち1件継続、2件新規)を実施しました。

調子家文書(長岡京市)のうち卷子装7巻は、古文書本紙の虫損、折損がみられましたので、平成12年度から14年度までの3ヶ年継続で事業を行いました。14年度は、うち6巻について解体した本紙の繕いを完了させ卷子装に成巻しました。あわせて桐の保存箱を作成しました。

本願寺(久美浜町)の絹本著色当麻曼荼羅図1幅、及び桂林寺(舞鶴市)の絹本著色仏涅槃図1幅はいずれも、2メートルを超える大きな仏教絵画ですが、共に画絹に折れが著しく、折山、小口から画絹の欠失の危険性が大きいほか、絵具の接着力も低下しているため、主に絵具剥落止、不良補絹除去、補絹・補彩、仕立て及び保存箱作成による保存修理事業を共に14年度、15年度の2ヶ年継続事業として実施中です。



美術工芸品保存修理事業

史跡名勝天然記念物保存修理事業

史跡名勝天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。天然記念物アベサンショウウオ基準産地(大宮町)では、雪害の復旧作業を行いました。



アベサンショウウオ基準産地
記念物保存修理事業

文化財環境保全地区保存事業

京都府独自の文化財保護制度として、文化財環境保全地区の決定があります。これは京都府が指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のために、周辺のある一定の区域を定め、文化財と一体となった周辺環境の保全を図るものです。

亀岡市の^{くわやまじんじや}鍬山神社文化財環境保全地区では、境内にある「心字池」^{しんせつ}の池底に泥が溜まる状態となっていたが、浚渫を行い、水をたたえる元の姿となりました。



鍬山神社文化財環境保全地区保存事業

思い描いてみてください。周囲に田畑が広がる山裾に、祭囃子の音が響き、御輿が奉納されている姿を。長く急な石段を登りつめ、視界が開けたその先に建つお堂に、参拝する人々が手を合わせている姿を。

鎮守の杜に囲まれた神社や、山中に伽藍を構える寺院などは、建物と周囲の自然環境とが一体となり、その地域固有の景観を形成しています。それは、その土地に住む人々にとって原風景となるものであり、旅路の中で訪れる者にとっても、どこか懐かしさを覚えさせるものです。



住吉神社文化財環境保全地区（八木町）

近年、山林開発などによる自然の喪失が盛んに叫ばれ、環境に対する関心が高まっています。昭和56年に制定された京都府文化財保護条例の中には、文化財周辺の環境を保全するものとして、「文化財環境保全地区」制度があります。これは、個々の文化財を「点」として保全する従来の制度を一步進め、文化財をとりまく環境とともに「面」として保護を図ろうとする、制定当時他の都道府県に例のなかったものです。

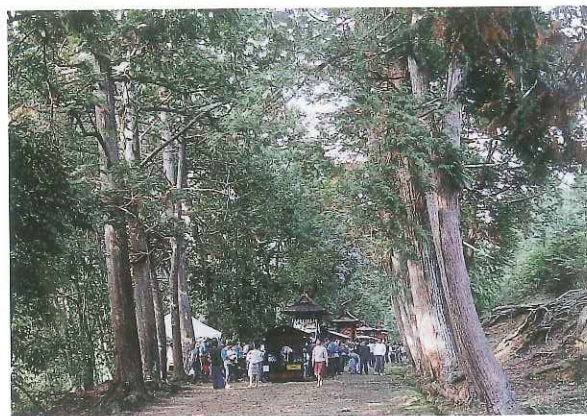


如願寺・日吉神社文化財環境保全地区（宮津市）

文化財環境保全地区は、文化財と自然環境とが一体をなす地区であるとともに、地域の歴史・文化・自然を理解するうえで欠かせない地区として、現在府内全域にわたり64地区が決定されています。64地区の内訳をみると、神社を中心とする地区が56地区、寺院を中心とする地区が6地区、寺院と神社が隣接し景観を構成する地区が1地区、庶民の信仰に関わる遺産を中心とする地区が1地区となっています。

まず最初に、鎮守の杜に囲まれた神社を中心とする地区をみてみましょう。

瑞穂町字質美の通称「宮山」に鎮座する八幡宮は、その創立を天暦年間（947～957）と伝える古社です。社頭の一の鳥居からは400メートルを越える参道がとおり、二の鳥居を抜けた先には寛政8年（1796）に建てられた本殿（府登録文化財）の他、もと神宮寺の本堂であったと思われる産子集会所（府登録文化財）や土蔵が建ち並んでいます。毎月様々な神事が行われていますが、特に秋の大祭（府登録文化財）は大規模で、境内を大きな山車と屋台が祭囃子にのって巡行する様は圧巻です。山麓の巨木に囲まれる社叢は、その規模のみでなく、空間構成においても、当地域を代表するものとなっています。



八幡宮文化財環境保全地区（瑞穂町）

次に、山中に伽藍を構える寺院を中心とする地区を紹介します。

楊谷寺は長岡京市の西南部にある浄土谷の山間に位置し、その背後は大阪府と境界を接しています。平安時代に刻まれた木造十一面千手千眼観音立像（府指定文化財）を本尊とし、通称「柳谷観音」と呼ばれ親しまれております。その創建について



楊谷寺文化財環境保全地区（長岡京市）

は、大同元年（806）に清水寺の開祖延鎮僧都により開創されたと伝えられ、白河天皇より「立岩山西清水寺」の勅願を賜ったといひます。弘仁年中（810～824）に弘法大師入山の際、傍らの岩窟より湧き出したという「独鈷水」は、眼疫に効ある霊水として広く信仰されています。

境内には弘化2年（1845）に建てられた本堂（府指定文化財）の他、江戸時代後期以降に造られた堂舎が建ち並び、本堂西北に築かれた庭園（府指定文化財）や、参道から続く土塀・石垣などとともに、壮観な伽藍景観を構成しています。また、戦前までは門前に参詣者のための旅館が軒を連ねていたといひ、現在も一部に往時の面影を残しています。静閑な山中の緑に囲まれた環境の内に、寺院伽藍と門前とが一体となり信仰の場を形成してきた、貴重な歴史的景観です。

最後に、庶民の信仰に関わる遺産を中心とする、当尾磨崖仏文化財環境保全地区を紹介します。

当尾は加茂町の東南部を占め、山間地帯に集落が点在しています。北側には恭仁京の中心地となった瓶原の地があり、一方の南側は大和と境を接しています。古来より大和から笠置や伊賀上野へ抜ける街道が通る、奈良と京都双方の文化の影響を併せ持つ地域となっています。古くは「小田原」と呼ばれていましたが、平安時代に岩船寺をはじめ、随願寺（東小田原寺）や浄瑠璃寺（西小田原寺）などが開創され、堂塔が建ち並ぶようになると「塔尾」と呼ばれるようになり、その後「当尾」に変わったと言われています。

当尾の一带には平安時代から室町時代にかけての数多くの遺産が守り伝えられています。浄瑠璃寺本堂や岩船寺三重塔の他、堂塔に安置される仏像や、境内に築かれた庭園などが、国宝や重要文化財に指定されています。それらは、極楽浄土を現世

に夢見た浄土信仰の拡がりとともに、念仏行者の霊地となっていた当尾の隆盛を伝えるものです。

当時の文化を今に伝えるものは、それ以外にもあります。当尾の山道を歩くと、あちらこちらに多数の石仏を見つけることが出来ます。石仏の多くは13世紀から16世紀にかけて刻まれたと考えられ、地藏菩薩と阿弥陀如来が多いようです。地藏菩薩は現世から来世に至る世界で苦悩する衆生を導くものとして、また、阿弥陀如来は極楽世界の救世主として、人々に慕われてきた仏です。

石仏の中にはその由緒・沿革が分かるものもあります。阿弥陀三尊像が浮き彫りにされた「ワライ仏」と呼ばれる磨崖仏（府指定文化財）には、永仁7年（1299）に岩船寺の僧侶が願主となり、宋から渡来してきた工人の一派によって造られたことが、その岩肌に刻まれています。

しかし石仏の多くは、中世から近世にかけての戦乱の世を生きた庶民が願いを込めた、小さな名も無き仏達です。これら大小様々な石仏が、その昔当尾の地に「仏国土」を夢見たあまたの僧侶や庶民の心を、今に伝えています。数百年の時を経た現在の世に生きる我々も、路傍の石仏に秘められた歴史を知り、思いを馳せると、石を刻む工人の背後に、願いを込めた僧侶や浄財をよせて結縁した庶民の姿を思い浮かべることが出来ます。当尾は、それぞれの時代の様々な人々によって慈しまれ、守り伝えられてきた、貴重な歴史的環境です。



当尾磨崖仏文化財環境保全地区（加茂町）

以上に紹介した地区以外でも、これまでに決定された64地区では、それぞれの核となる文化財とともに周囲の自然環境の保全が図られています。条例制定から20年以上たった今、文化財環境保全地区制度が文字通り環境保全策の一端を担っています。

国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成15年7月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品								特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
		件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考古資料	歴史資料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(211)	(255)	155	124	252	223	59	39	1	853								
	重文	2238	3806	1779	2469	2134	1618	644	500	123	9267								
	計	2238	3806	1934	2593	2386	1841	703	539	124	10120	60	29	72	161	1475	285	925	2685
	登録	3291	3291																
京都府	国宝	(48)	(60)	46	37	14	81	3	2	0	183								
	重文	280	531	427	359	151	575	50	20	11	1593								
	計	280	531	473	396	165	656	53	22	11	1776	3	11	0	14	76	39	9	124
	登録	151	151																

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両方で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成15年8月1日現在)

種別	市町村	有形文化財												無形文化財	民俗文化財				史跡	名勝	天然記念物	指定登録計	文化財全地区環境	選定保存技術	合計									
		建造物	美術工芸品									有形	無形																					
			絵画	彫刻	工芸品	書典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																								
											指定				登録	指定	登録	指定								登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録
京都市	京都市	38	6	15		13		12			8	4	7	59		4		1		1		1		1		105	6		4	111				
向日市	向日市	2	1																1						4	1			5					
長岡京市	長岡京市		1	2		4					1	1		8							1				9	1	1		11					
大山崎町	大山崎町		1				1							1											1	1			2					
宇治市	宇治市	7	3			3		1			2	2		8					1		2		1		19	3	2		24					
城陽市	城陽市		4			2							1	2	1			2						1	2	8	4		14					
八幡市	八幡市	2	2			1		2			1			4					1		1		1		9	2	2		13					
京田辺市	京田辺市	1	5			2	1				1	1	1	4	2										5	7	6		18					
久御山町	久御山町		1									1			1										3				3					
井手町	井手町	1	1			1					1			1	1							1			3	2	2		7					
宇治田原町	宇治田原町		2																1						3	2			5					
山城町	山城町	2	3		1										1										2	5	3		10					
木津町	木津町		3			1	1							1	1			1	1	1					3	5	2		10					
加茂町	加茂町		1	2		3	2	2	1					7	3			3	3	1			1		9	10	3		22					
笠置町	笠置町		2							1		1			2				1						2	3	1		6					
和束町	和束町		1	2										2				2		1				1	3	4	1		8					
精華町	精華町		1					1						1				1							2	1	1		4					
南山城村	南山城村		2	2								1		2	1				1						3	3	1		7					
京北町	京北町	1								1			1	2					1	2	2			1		7	2	1		10				
美山町	美山町	1	1	1										1					8						2	9	2		13					
亀岡市	亀岡市	2	6	1		1		2	2		1			7	2						3				14	11	6		31					
園部町	園部町	2	2				1	1			1		1	3	1					1			1		7	3	1		11					
八木町	八木町	1	2																	1	1	1			3	3	2		8					
丹波町	丹波町		1	2		2	1		1		1	1		6	2										6	3	1		10					
日吉町	日吉町		1			1			1					1	2				1	1					2	4	1		7					
瑞穂町	瑞穂町		2			1								1					1						1	3	1		5					
和知町	和知町										1				1				1	2					2	2			4					
綾部市	綾部市	5	7	1			1	2				1		3	2	1			3			1		1	11	12	5		28					
福知山市	福知山市	3	2	2			1	2		2		4		10	1				4	1					14	7	3		24					
舞鶴市	舞鶴市	7	2	2				2		1		3	2	8	2				1	1	11		1		17	16	3		36					
夜久野町	夜久野町		1																1	1	1				2	2			4					
三和町	三和町	1	1														1								2	2	2		6					
大江町	大江町	1		1				2						1	2									1		3	2		5					
宮津市	宮津市	6	1	3		2		2	1	2		4	1	1		1		3	2	2		3		1	27	8	1		36					
加悦町	加悦町		2		1			1						2					1	2		2		1	9	1			10					
岩滝町	岩滝町		1																1							2	1		3					
伊根町	伊根町		1	1										1					2	5					3	6			9					
野田川町	野田川町		1																1				1		1	2	1		4					
峰山町	峰山町				1			1					1	2					2	1					2	4			6					
大宮町	大宮町				4							1		1	4				1	1			1		3	5			8					
網野町	網野町	1	1																						1	1			2					
丹後町	丹後町		1		2	1								1	2				3	1					2	6	1		9					
弥栄町	弥栄町		1				1					1		2						2					7	1			8					
久美浜町	久美浜町	2	1	3		1		2			1	1	1	9	1				3	5	1		1		13	7	1		21					
地域定めず	地域定めず																								5	5			5					
合計	合計	88	76	41	8	38	8	34	9	8	1	31	8	15	1	11	1	178	36	5		2	12	19	67	20	16	14	6	342	197	64	4	607
		164		49		45		43		9		39		16		12		214		5		14		86		20	16	20		539				

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

種 別 分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 の 建 群 区 保 存 地 区	選定保持技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体	
	芸能				工芸技術											
	各 個		総 合		各 個		総 合									
全 国	件	人	件	団体	件	人	件	団体					件	人	件	団体
	36	52	11	11	46	54 (53)	13	13	200	219	419	61	45	48	22	24 (22)
京 都 府	4	4	0	0	11	11	0	0	3	8	11	5	16	17	5	5

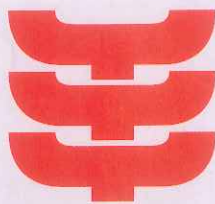
3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。
 (1) 2府県以上のわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水 (史) 石のカラト古墳
 (2) 地域を定めず指定したもので京都府に關係の深いもの(主な生息地) (特天) カモシカ、(天) 小国鷗、(特天) オオサンショウウオ、
 (天) イタセンバラ、(天) アユモドキ
4. 重要無形文化財及び選定保存技術の()内は、実人数と実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成15年4月1日現在)

市町村名		有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	文化財全環境区	選定保存技術	合計	条例制定年月	備考
		建造物		美術工芸品									有	無								
		件	棟	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計											
京都市	指定登録	65	176	59	34	13	3	9	4	8	130	4		13	25	18			(264)			
	登録	22	36	3	6				23		4	36	2	50	12	3	10		(135)	56.10		
	計	87	212	62	40	13	3	32	4	12	166	6	50	25	28	28	(9)		399			
向日市				2	8				4	7	1	22		1	1				24	59.9		
長岡京市		3	23	7	5			6	3		21			2		4			30	50.7		
大山崎町		5	5		1						1								6	60.4		
宇治市		3	14	3	33	2	3		3	2	46	1		1		1			52	44.4		
城陽市		5	11		11	1		2	1	1	16	1	1	2					25	61.4		
八幡市				2	3				1	1	7								7	60.3		
京田辺市					2					3	5		4	3					12	50.3		
久御山町				1	5						6					1			7	H5.4		
井手町					1	1					2					1			3	H7.4		
宇治田原町		9	9		10		2			1	13		1		1	1			25	48.10		
山城町		6	10	2	4		1	3	9	0	19				3	3			31	47.9	H7.4改正	
木津町					2					1	3								3	60.10		
加茂町				1	1						2								2	61.4		
笠置町																			0	H7.3		
和東町																			0	H7.3		
精華町					4						4								4	H元.4		
南山城村																			0	51.12		
京北町				6	13	7	2	1			29			1	1	2			33	53.10		
山町					10						10					11	(1)		22	H元.4		
亀岡市		8	13	4	18	4	1	2	1		30		1	1	2		1		43	43.12		
園部町					5						5								5	44.3		
八木町		5	5		8						8								13	59.3		
丹波町		2	2	1	4	1	1				7			1	2				12	62.3		
日吉町		7	13	1	16	10	2				29		1	2	1				40	51.4		
瑞穂町		1	1		3	2					5				1		1		8	60.3		
和知町				1	3						4			1			2		7	53.12		
綾部市		4	6	5	13	3	4	8			33			2					39	40.4		
福知山市		15	19	14	25	11	4	4	1		59		1	9	2		2		88	38.6		
舞鶴市		8	10	7	22	11		1	2	2	45		6	5	1		8		73	38.10		
夜久野町															3				3	47.8		
三和町		3	3		1			2	1		4		1						8	59.12		
大江町				9	4	4		4			21				4				25	48.3		
宮津市		7	7	9	15	3	2	2	2	1	34		10	4		1	4		60	59.4		
加悦町		5	5	3	9	2		1	1		16			1	4				26	39.7		
岩滝町						1					1			1			1		3	40.7		
伊根町		1	2										10	11					13	60.6		
野田川町		3	3		9	2					11			2	2		2		20	59.7		
峰山町				7	1	2	1				11			2	2				15	52.3		
大宮町		1	1	6	2	2	2				12			1	3		3		20	58.3		
網野町		1	1		1	1	1			1	4				5	2	1		13	46.3		
丹後町				2	2	2			2		8				3		2		13	55.3		
弥栄町					2				3		5		1		1				7	48.3		
久美浜町		7	7		3	1					4				3			(2)	16	53.3		
郡部指定計		109	170	93	277	75	26	41	43	7	562	1	24	50	51	7	47		856			
合計	指定登録	174	346	152	311	88	29	50	47	15	692	1	28	50	64	32	65		(1120)	条例制定市町村 44/44		
	登録	22	36	3	6	0	0	23	0	4	36	0	2	50	12	3	10		(135)			
		196	382	155	317	88	29	73	47	19	728	1	30	100	76	35	75	(12)	0			(1255)

※文化財環境保全地区及び選定保存技術は合計欄のみに算入。



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.21 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901



R2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています